平成２６年（フ）第６８９号
広島市安佐北区亀山４丁目11番53―202号
債務者　吉永　竜二
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５２号
愛媛県松山市道後今市９番38号　湯築マンション301号
債務者　村山　知聰
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５３号
愛媛県東温市南方21番地　天神団地29号
債務者　菅原　尚志
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５６号
愛媛県松山市北斎院町269番地10
債務者　中川てるこ
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６８号
愛媛県松山市太山寺町904番地70
債務者　影浦　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
愛媛県今治市北日吉町２丁目９番30号
債務者　永井　妙美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１４１号
福岡県久留米市諏訪野町2702番地１　エイルマンション諏訪野町306号
債務者　宮崎　隆憲
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６３号
福岡県久留米市御井町1875番地２　シティコート朝妻103号
債務者　江口　弥生
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７７号
福岡県久留米市六ツ門町18番地２　第２石橋ビル203号、前住所福岡県久留米市御井町330番地１　青柳ハイツ211号
債務者　中島　マミ
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７８号
福岡県久留米市大善寺町宮本104番地２、前住所北九州市小倉北区高峰町１番29―303号
債務者　安徳潤一郎
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４４２号
北九州市小倉南区守恒３丁目１番８―208号
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９号
福岡県田川市大字伊田2739番地三井伊田三井伊田団地11―２―２
債務者　仲島　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２２８号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2184番地２県営住宅Ａ116
債務者　菅　　修一（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市大坪町丙1911番地１
債務者　田中かおる（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２１７号
宮崎市丸山２丁目101番地　野崎ビル401号
債務者　橋口　正亮
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北1167番地44
債務者　矢野　剛志
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
宮崎地方裁判所破産係